

音楽出版社の著作権契約書に関して

(社) 音楽出版社協会

- 1958年 音楽出版社が JASRAC に信託、すでに著作権契約書を使用
- 1973年 音楽出版社協会設立、最初の事業が著作権契約書の作成
- 1976年 21条からなる「著作権契約書統一フォーム」作成
- 2000年 著作権等管理事業法に対応する著作権契約書のあり方に関して文化庁の仲介で著作者と検討を開始
7回開催し新契約書を作成する

新契約書について

新契約書は29条からなる

第1条(目的) 譲渡

第2条(保障) 著作者の完全な創作物で、音楽出版社に支障、損害を与えない保証

第3条(地域及び期間)

第4条(譲渡の範囲) 著作権法27条、28条の権利を含む、
現在及び将来において著作者が有する一切の権利

第6条(著作権管理の方法) 自由に選択

* 支分権 (演奏権、録音権、貸与権、出版権、)

* 7つの利用形態

5 映画への録音の利用形態に係る権利

6 ビデオグラム等への録音の利用形態にかかわる権利

7 ゲームソフトへの録音の利用形態にかかわる権利

8 コマーシャル放送録音の利用形態に係る権利

9 放送・有線放送の利用形態に係る権利

10 インタラクティブ配信の利用形態に係る権利

11 業務用通信カラオケの利用形態に係る権利

第10条(著作権使用料) 著作権譲渡の対価

第17条(第三者への権利譲渡等) 売却・譲渡の禁止

第20条(契約の解除等) 10年を超える契約の場合、
両者協議の上解約が可能

著作権契約書 書式概要

Aタイプ [甲=単数] (著作者1名を対象とした契約)		Bタイプ [甲=複数] (全著作者を対象とした契約) ※全著作者が同一契約条件であることが前提		
型番	乙の支分権管理区分		型番	
自己管理なし	A-1	すべて1つの丙に管理委託 	B-1	自己管理なし
	A-2	複数の丙に管理委託 	B-2	
自己管理あり	A-3	一部を自己管理し、残りを1つの丙に管理委託 	B-3	自己管理あり
	A-4	一部を自己管理し、残りを複数の丙に管理委託 	B-4	